

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 オ イ シ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 宏 平
(コード番号:3182 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 執 行 役 員 長 谷 川 哲 也
管 理 本 部 本 部 長
電 話 番 号 (03)5447-2688(代表)

ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を
当社取締役会に委任する件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規程に基づき、当社、当社子会社及び当社関係会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役(社外取締役を除く)、従業員及び入社予定者に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに当社取締役(社外取締役を除く)に対して報酬等として新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの取締役、従業員及び入社予定者の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の数の上限

50,000 個を上限とする。

(2) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(無償割当を含む。)又は株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社普通株式の株式分割(無償割当を含む。)又は株式併合が行われる場合は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times (1 / \text{分割又は併合の比率})$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合は、必要かつ合理的な範囲で、行使価額を適切に調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成35年6月26日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

a) 新株予約権の割当を受けた時点で当社グループの取締役、従業員又は入社予定者であった者は、権利行使時においても当社グループの取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

b) その他の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑦新株予約権の取得の条件

a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案につき株主総会の承認がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

b) 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、前項a)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑧組織再編を実施する際の新株予約権の取扱いについて

当社が組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

a) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

b) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

c) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

d) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

e) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑨新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会において、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

3. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

当社の取締役の報酬額は、平成 24 年6月 21 日開催の定時株主総会決議により、年額 300 百万円以内となっておりますが、当該報酬枠とは別に、ストックオプションによる報酬等として、当社取締役(社外取締役を除く)に対して 25,000 個を上限に上記記載の内容による新株予約権を交付することとし、各取締役に対する個別の個数については、各自の業務成績、能力、貢献度合、勤続年数、功労割合等の要素を総合的に勘案したうえで当社取締役会において決定いたしたいと存じます。

当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権の公正価額の総額は 300 百万円を上限といたします。

新株予約権1個当たりの公正価額は、新株予約権の割当日における株価、行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものいたします。

現在の当社の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)であり、第2号議案が承認可決されますと、取締役は7名(うち、社外取締役は2名)となります。

以 上